

生涯学習展示コーナーの展示に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）（以下「県民ふれあい会館」という。）の「生涯学習展示コーナー」において、市町村、公民館、学校、鳥取県文化団体連合会、社会教育団体、生涯学習スクール「まなび」の登録団体等や生涯学習に取り組む鳥取県内に在住又は在勤している個人（以下「県民」という。）の協力を得て、県民が制作した作品及び生涯学習、社会教育の活動状況等を展示、発表することにより、県民ふれあい会館を交流の場に資することを目的とする。

（一部改正 21.4.1）

(展示場所)

第2条 展示場所は、県民ふれあい会館1階ロビーとし、展示パネル、展示ケース等を利用して展示するものとする。

(展示内容)

第3条 展示内容は、県民が制作した作品及び生涯学習・社会教育の活動状況等を紹介するものとし、絵画、ポスター、写真、書、置物及び館長が展示・発表内容として適正と認めたものとする。

（一部改正 21.4.1）

(展示期間)

第4条 展示期間は、原則として14日以内とする。

(展示方法)

第5条 展示を希望する団体又は県民は、様式第1号による展示申込書に所要事項を記載して県民ふれあい会館館長（以下「館長」という。）に提出するものとする。

（一部改正 25.4.1）

2 館長は、展示を許可するときは、団体又は県民に様式第2号による展示連絡票を送付するものとする。

3 展示許可の連絡を受けた団体又は県民は、館長が別途定める展示条件を厳守し展示を行うものとする。

（一部改正 21.4.1）

(広報)

第6条 館長は、会館ホームページに掲載する等広報を行う。

(展示品の販売禁止)

第7条 展示品等の販売行為をしてはならない。

(損害賠償)

第8条 展示にあたって作品等の毀損、紛失等が発生した場合でも団体又は県民は県民ふれあい会館に負担を求めないものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（一部改正 25.4.1）

「生涯学習展示コーナー」展示申込書

令和 年 月 日

公益財団法人鳥取県教育文化財団
県民ふれあい会館館長 様

次のとおり生涯学習展示コーナーの展示を申し込みます。

住所又は所在地
団体名
代表者名
連絡先
担当者
電話番号
ファックス

展示物の名称等	
展示物の大きさ及び数量	
展示希望期間	令和 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
展示の方法	
展示の準備及び撤去日時	準備 — 令和 年 月 日（ ） 時 分から 撤去 — 令和 年 月 日（ ） 時 分から
その他	

様式第2号（一部改正 25.4.1）

「生涯学習展示コーナー」展示連絡票

令和 年 月 日

（団体名） 様

公益財団法人鳥取県教育文化財団
県民ふれあい会館館長

令和 年 月 日付けで申し込みいただいた生涯学習展示コーナーの展示について、次のとおり御連絡いたします。

次のとおり展示していただけます。

展示物の名称等	
展示物の大きさ及び数量	
展示期間	令和 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
展示の方法	
展示の準備及び撤去日時	準備 — 令和 年 月 日（ ） 時 分から 撤去 — 令和 年 月 日（ ） 時 分から
その他	

次の理由で展示していただくことができません。

理由